



平成 26 年 7 月 23 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区九段北 4-2-6
会社名 **レカム株式会社**
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博
(コード番号：3323 東証 JASDAQ S)
問合せ先 取締役常務執行役員経営管理本部長
川畑 大輔
(TEL：03-5357-1411)
(URL：http://www.recomm.co.jp)

**第三者割当により発行される新株式、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
及び第 12 回新株予約権の募集に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 7 月 23 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）、第 12 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本転換社債型新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

① 株式

(1) 払込期日	平成 26 年 8 月 11 日
(2) 発行新株式数	1,351,400 株
(3) 発行価額	74 円
(4) 調達資金の額	100,003,600 円
(5) 資本組入額	1 株につき 37 円
(6) 資本組入額の総額	50,001,800 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により Oak キャピタル株式会社に全額を割り当てる。
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

② 第12回新株予約権

(1) 割当期日	平成26年8月11日
(2) 新株予約権の総数	57,693個
(3) 発行価額	総額4,788,519円(新株予約権1個につき83円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	5,769,300株(新株予約権1個につき100株)
(5) 資金調達額	454,793,919円 (内訳)新株予約権発行による調達額:4,788,519円 新株予約権行使による調達額:450,005,400円
(6) 行使価額	1株当たり78円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によりOakキャピタル株式会社に全額を割り当てる。
(8) 新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

※当社は払込期日から3か月間、又は割当先が保有する新株予約権の残高が存在しなくなった日のいずれか早い方の日までの間、割当先の事前の承諾を受けることなくロックアップ対象有価証券(当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券)の発行を行わない旨のロックアップ条項を付しています。

③ 第1回転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成26年8月11日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の 発行価額	各本社債の発行価額は1,250,000円(額面100円につき金100円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による 潜在株式数	704,200株
(5) 資金調達額	50,000,000円
(6) 転換価額	1株当たり71円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により株式会社エフティコミュニケーションズに全額を割り当てる
(8) 利率	年率1.0%
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的及び理由

当社グループは、中小企業のお客様に対して、企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行うことにより、お客様企業のITインフラの「ワンストップサービスカンパニー」を目指しております。

平成25年9月2日開催の取締役会において決定した中期経営計画（以下「中期経営計画」といいます。）（平成25年9月2日開示「レカムグループ中期経営計画（平成26年9月期～平成28年9月期）策定のお知らせ」参照）においては、これまで成長の阻害要因となっていた不採算事業から撤退し、「No.1企業」へ飛躍するため「主要事業への選択と集中」を実施し、「財務基盤の安定化」を図る基盤造りを実施して行くこととしております。また、投資はコア事業に限定し、財務健全性を重視していく中で計画最終年度（平成28年9月期）には売上高54億円、営業利益3億円（過去最高益を更新）売上高営業利益率5.5%、株主資本比率40%超、有利子負債2億円未満の実現を目指しております。

中核事業である情報通信機器業界の市場環境は、当社グループの主要顧客層である中小企業においても、インターネット環境のブロードバンド化が進展し、スマートフォンやタブレット端末の導入も増加傾向にあるとともにサーバー、セキュリティ機器の導入も進展するなど、ITインフラ需要は堅調に推移しております。こうした経営環境の中、当社グループの属する業界で業績、株価ともに堅調な同業他社をキャッチアップし、「業界No.1企業」のポジション獲得に向けた以下3つの経営戦略に取り組んでおります。

①安定収益基盤の構築

営業人員の積極拡充を図り、直営店の営業社員を3年間で倍増させます。（平成28年9月末105名）また、フロー型からストック型ビジネスモデルへの転換を図り、ビジネスホン・UTM※1の販売を強化しております。

②顧客基盤拡大

増収効果とシナジー効果の高い同業他社のM&Aを強化します。また、新規加盟店開発を強化し、フランチャイズ加盟店の売上高の拡大を図っております。

③システム投資による管理コスト、営業効率の向上

平成25年9月期に導入しました「新顧客管理システム」への追加投資によって営業効率の改善による増益効果を発揮するための検討を進めております。また、「新販売管理システム」の導入による業務効率の向上による経費削減に向け、プロジェクトチームを発足しております。

成長性の高い市場分野であるBPO※2事業においては、規模拡大を実現し、グループの主要事業に成長させるための「収益機会」を創出するため、以下の戦略を進めております。

④グループ外企業からの受注強化

価格優位性を確立する上で「中小企業向けのパッケージ製品の開発」を実施し、情報通信機器事業とのシナジー効果も創出します。また、日本語人材が豊富な大連の労働者市場と自社で培ったコールセンター運営ノウハウを融合し、BPO事業におけるコールセンター機能の拡充を推進しております。

⑤オペレーションのレベルアップ

グループ内業務を一気通貫に実施している仕組みをグループ外に横展開し、BPO事業における「ワンストップサービス」を実現します。また新たな提携先企業の開拓も実施しております。

財務戦略においては「キャッシュ・フロー経営」を重視し、本計画3年間で約650百万円の営業キャッシュ・フローを創出し、有利子負債を470百万円圧縮することによって、財務体質を大幅に改善します。最終年度の株主資本は780百万円を目標とし、実現した際の株主資本比率40%超を目標としております。また、本計画を達成することで、中長期に安定したフリー・キャッシュ・フローを創出し、企業価値を上昇させることが、株主価値を向上させると考えております。それらを実現していく中で内部留保を充実させ、財務基盤が安定化した段階での復配を実施することを目指しております。

なお、当社は平成25年8月にライツ・オファリングによる資金調達（平成25年8月9日開示「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権）の無償割当てに関するお知らせ」（参照）を実施し、「事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）」を実現するとともに債務超過を解消し、同時に、「システム投資」「売上規模拡大のための営業社員増員」「同業他社のM&Aや新規加盟店開発」を実施して事業規模の拡大と企業価値の向上を図りました。その結果、「不採算事業であった情報通信機器製造事業からの撤退」「有利子負債を平成26年6月末現在480百万円まで圧縮」「自己資本比率を平成26年3月末現在18.3%まで改善」「平成26年4月に株式会社ニューウェイブビジネスソリューションのM&A（同社株式を取得し、子会社化）」「新卒社員23名の採用」を実現しております。

中期経営計画の初年度である当連結会計年度においては、中核事業の情報通信機器事業では、営業社員へのインセンティブ制度を導入することにより目標達成意欲の向上を図るとともに、LED照明の販売強化や収益率の高い商品であるUTMの積極的な拡販によって、営業社員一人当たり売上高の向上を中心とした収益率の改善に取り組みました。

また、LED照明に関しては自社ブランド商品「RENTIA（レンティア）」を販売開始し、この5月度から「eco（エコ）推進事業本部」を新設することによって販売を強化すると共に新たなeco商材である「新自然冷媒ガス※3」の販売を開始しております。

一方、BPO事業では、レカムBPOソリューションズ株式会社において、日本国内での新規業務受託の営業活動を強化しました。

それら取組の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は、主要商品であるデジタル複合機の低迷などが影響し、当初計画を下回る前年同期比11.1%減の1,854百万円となっておりますが、利益面では情報通信機器の設置工事及び保守部門の分社効果による生産性向上や不採算事業からの完全撤退による販売管理費の圧縮効果、また、BPO事業が堅調に推移したことによる増益効果により、連結営業利益は31百万円（前年同期は30百万円の損失）、連結経常利益は24百万円（前年同期は40百万円の損失）、連結四半期純利益は17百万円（前年同期は86百万円の損失）となり、第2四半期連結累計期間としては2期ぶりに黒字転換することとなりました。

※1.UTM（Unified Threat Management：統合脅威管理）の略称です。

※2.BPO（Business Process Outsourcing）の略称です。

※3.「新自然冷媒ガス」とは「自然冷媒」といわれる自然界に存在する物質（二酸化炭素、アンモニア、炭化水素等）

で作られた冷媒です。

そのような状況の中で当社グループは「主要事業における売上規模拡大・利益率の向上」を主目的として資金調達を実施することと致しました。今回の第三者割当てにより発行される本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の募集（以下「本資金調達」といい、本資金調達の方法を「本資金調達方法」といいます。）により調達した資金は、主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図るための成長戦略である「株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティ社」といいます。）との資本業務提携によるe c o（エコ）事業の拡大」「営業人員の採用活動強化・早期育成」「M & Aや海外展開の実施」「市場の拡大が期待されるB P O事業の強化」を具現化させるべく「①既存事業拡大・成長のためのM & A資金」、「②情報通信機器事業における売上規模拡大・利益率向上のための資金」、「③海外事業領域の拡大のための資金」、「④財務基盤確立のための資金」に充当する予定です。

（2）本第三者割当てによる資金調達を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、その他の資金調達方法の可能性も含め比較検討を進めてまいりました。本資金調達は、当社主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図るためではありますが、一方で株式価値希薄化への配慮、資金調達の柔軟性に配慮するという観点で検討を進め、その結果、実資金を確実に早く調達できる本新株式及び本新株予約権付社債の発行と、株式価値希薄化や資金調達の柔軟性に配慮できる本新株予約権の発行による3つの方式を組み合わせることが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

①その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入等による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招く等の理由から今回予定する資金を調達するのは困難であると判断しました。また、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、こちらも困難と判断いたしました。

当社といたしましては、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、調達した資金を前述の中長期的な施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。当社が事業を推し進める上での中長期的な事業への資金調達、自己資本の充実を勘案した財務基盤の強化、金利負担を総合的な観点から検討した結果、今回の割当て予定先に対する本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた本資金調達方法が、最良であると判断いたしました。

②本資金調達方法について

本資金調達方法のうち、本新株予約権付社債についてはエフティ社に、本新株式及び本新株予約権についてはOakキャピタル株式会社（以下「Oakキャピタル」といいます。）に引受けていただきます。本新株式及び本新株予約権付社債については実資金を確実に早く調達できることが大きな利点であります。

エフティ社は従来からの業務提携先であり、本件の実施によって関係がより強固となり、行使後も株主として互恵関係を構築できる先であると判断しました。

O a k キャピタルの保有方針は純投資であり、株価が上昇すれば漸次売却することが想定されることから、本新株予約権は行使が徐々に行われるものと見られ、資金調達が確実ではないものの既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するという点で優れているスキームと判断いたしました。

1) 株式価値希薄化への配慮

本新株式及び本新株予約権の割当予定先のO a k キャピタルの保有方針は純投資であるため、本新株予約権につきましては株価が行使価額を上回らない場合、行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、O a k キャピタルは、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを表明しております。

2) 資金調達の柔軟性

3つの調達方法を組み合わせた理由としては、まず、本新株式については、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、短期間で確実な必要資金の調達及び自己資本の増強が図れる資金調達方法として選択いたしました。次に、本新株予約権付社債は、短期間で資金調達が可能であり、本転換社債型新株予約権が行使された場合には、当該行使によって当社の資本金が増加し資本の拡充にともなう財務基盤の安定化も期待できることから、エフティ社との協議により、許容の範囲で資金調達額を設定することとなりました。さらに、本新株予約権については、当社株価が、権利行使価格からO a k キャピタルが想定する額を上回った場合、その都度権利行使を行うと伺っており、その都度入金がなされ、中長期的な事業への資金として調達が可能となります。また、この権利行使により、自己資本の拡充が期待でき、行使期間中に資本政策の変更が必要になった場合は、当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となります。本資金調達により、主力事業の強化と自己資本の拡充による財務基盤の安定化を図ることができ、既存株主の皆様をはじめステークホルダー各位の期待に応えられるものと考えております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	604,797,519円
発行諸費用の概算額	4,400,000円
差引手取概算額	600,397,519円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（100,003,600円）及び本新株予約権付社債の発行価額の総額（50,000,000円）並びに本新株予約権の払込金額の総額（4,788,519円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（450,005,400円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用 1,500,000 円、株式事務手数料・変更登記費用等 800,000 円、弁護士費用等 2,100,000 円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

①本新株式の発行により調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	予定金額（百万円）	支出予定時期
M&A資金	100 百万円	平成 26 年 9 月

M&A資金は平成 26 年 7 月 22 日開示の「子会社の異動（取得）に関するお知らせ」のとおり、HJ オフショアサービス株式会社の株式取得に充当し、取得価格との差額は手元資金にて対応する予定です。

②本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	予定金額（百万円）	支出予定時期
eco（エコ）事業の拡大資金及び営業人員の増強等の事業拡大資金	50 百万円	平成 26 年 8 月～平成 27 年 5 月

eco（エコ）事業の拡大資金及び主要事業の拡大資金の主な内訳は営業人員の採用費用 25 百万円、社員教育関連費用 15 百万円、フランチャイズ加盟店の新規開拓関連費用 10 百万円です。

③本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	予定金額（百万円）	支出予定時期
営業効率向上のための戦略的システム投資	60 百万円	平成 26 年 8 月～平成 28 年 9 月
海外事業資金	40 百万円	平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月
M&A資金	200 百万円	平成 26 年 9 月～平成 29 年 9 月
財務基盤確立のための資金	150 百万円	平成 26 年 9 月～平成 29 年 9 月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。
2. 本新株予約権の行使による調達額（450 百万円）につきましては、M&A資金への充当を優先し、M&A案件の状況や本新株予約権の行使状況を注視しつつ、「営業効率向上のための戦略的システム投資」と「海外事業資金」へ充当する予定で、手元資金の状況を考慮し「財務基盤確立のための資金」に充当する予定です。

システム投資の主な内訳は、平成 25 年 1 月度に導入した「顧客管理システム」において、「プロセスマネジメントのシステム化」「データベースの情報抽出」「スマートフォンとの連携」「GPS機能との連携」等の改修費用 15 百万円、業務効率化のための「新販売管理システム」の導入費用 45 百万

円です。

海外事業資金の主な内訳は「ミャンマーでのBPOセンター設立」「同国内でのeco（エコ）事業及び情報通信機器事業の実施」に関連する採用関連費用1百万円、法人設立及び事務所開設費用15百万円、インフラ設備投資費用7百万円、その他運転資金等15百万円です。

M&A資金の主な内訳は情報通信機器事業における同業他社（売上高800百万円～1,000百万円規模の会社の取得を想定しております。）又はBPO事業の同業他社（売上高80百万円～100百万円規模）を対象としたM&Aに200百万円を活用する予定です。それにより、M&A先の顧客基盤を活用するなどのシナジー効果を含め、情報通信機器販売事業の売上規模を1,000百万円～1,500百万円程度拡大し、BPO事業においても売上規模100百万円～120百万円程度拡大する共に利益規模を増加させることが出来ると考えております。

財務基盤確立のための資金は主に金融機関からの短期借入金の返済に充当します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

(1) 既存事業拡大・成長のためのM&A資金

当社グループの中核事業である情報通信機器事業において「売上規模の拡大」は重要な経営課題となっております。当社は、平成18年10月に株式会社アレックシステムサービスのM&A（同社株式を取得して子会社化し、その後、平成21年4月1日に同社を吸収合併）を実施し、以降現在に至るまで、同社の活動基盤であった前橋支店・足利支店は堅調な実績を上げております。

その成功体験もあり、売上規模を拡大させる施策として、同業他社のM&Aは非常に有効な手段であるばかりでなく、当社の連結子会社である大連レカムのBPOを活用したローコストオペレーションの活用や重複する管理業務の統合などによるコスト削減効果も期待できるものと考えております。

また、当社の有する中小企業の顧客基盤と全国の販売網を活用するための新たな商材開発やサービス提供のためのM&Aも実施することによって更なる付加価値向上と利益率の改善を図りたいとも考えております。市場の拡大が期待されるBPO事業においては、日本国内での新規業務委託の営業活動を強化しており、受託案件は増加傾向にあります。平成26年4月にM&Aを実施した株式会社ニューウェイビジネスソリューションの業績も堅調に推移しております。

これらの実績を踏まえ、規模の拡大と利益率の向上、顧客基盤の有効活用、そして優秀な人材の確保という観点からM&Aは有効な手段であるため、今後も積極的に調査を実施し、M&Aを実現することによって更なる成長を遂げたいと考えております。

具体的には、平成26年7月22日開示の「子会社の異動（取得）に関するお知らせ」のとおり、HJ オフショアサービス株式会社の株式を130百万円で取得し、同社の持つコンサルティングノウハウを当社顧客基盤にも有効活用することにより、約100百万円の売上規模拡大を見込むと共に中国大連市のBPOセンターを統合することによるコスト削減などのシナジー効果を見込んでおります。

また、本件以外にも複数のBPO事業のM&A案件の打診を受けており、情報通信機器事業のM&A案件の打診があった際には積極的に調査を進めていくことを考えております。M&Aによる事業取得は、対象候補者との間の協議によって決定されるものであり、必ずしも当社の希望どおりに進むものではありませんが、現在打診を受けている、若しくは今後受けると予想される案件に基づき、中型

の案件を数件成立させることを想定しております。

なお、本資金調達により得られる資金のうち、HJ オフショアサービス株式会社の株式取得に 100 百万円、その他M&A資金に 200 百万円を充当する予定であります。

(2) 情報通信機器事業における売上規模拡大・利益率向上のための資金

①戦略的システム投資による営業効率の向上

当社の基幹システムは営業支援及び顧客管理を目的とした「顧客管理システム」と受発注業務及び販売管理を実施する「販売管理システム」とがあります。

平成 25 年 1 月に導入した「顧客管理システム」においては、今後更に「プロセスマネジメントのシステム化」「データベースの情報抽出」などを改善することにより、営業生産性が向上し、売上規模の拡大に直結します。また、「スマートフォンとの連携」や「GPS機能との連携」等によっても更なる改善を見込めることから、新たに 15 百万円のシステム投資を実施することにより、収益の拡大が図れるものと考えております。

また、「販売管理システム」は 8 年前に導入いたしました。情報通信分野の技術の進展が著しいなかで、同システムは性能面・機能面で改善が必要な状況であり、決算業務等の様々な業務分野で非効率な面が生じていたことから、その更新が課題となっておりました。「新販売管理システム」の導入には 45 百万円を見込んでおり、その効果により、決算体制の早期化・業務効率向上により、導入後 5 年間で 62 百万円程度の間接コスト削減を見込んでおります。

なお、本資金調達により得られる資金のうち 60 百万円を上記 2 件のシステム投資へ充当する予定であります。

②LED照明・新自然冷媒ガスを中心とした eco (エコ) 事業の拡大資金・営業人員増強等の主要事業の拡大資金

当社グループは上記の通り今期より国内市場において本格的な発展が予想される環境関連市場へ参入し、エフティ社と提携して自社ブランドLED照明「RENTIA (レンティア)」やエアコンの冷媒を入れ替えるだけで空調コストを 10~40%削減できる「新自然冷媒ガス」を新商材として投入し、環境関連市場の開拓に取り組んでおります。この度、エフティ社との資本業務提携(本資金調達と同日開示の「株式会社エフティコミュニケーションズとの資本業務提携に関するお知らせ」参照)を実施することによりエフティ社との関係をより強固なものにし、エフティ社からの販売ノウハウの提供を通じた更なる同事業の強化、営業人員の採用、フランチャイズ加盟店の新規開拓(加盟店支援部門の強化、募集広告、ヘッドハンティング会社の活用)を強化することによって、主要事業における売上規模を更に拡大させたいと考えております。

なお、本資金調達により得られる資金のうち、50 百万円を上記営業人員の採用費用、社員教育関連費用、フランチャイズ加盟店の新規開拓関連費用へ充当する予定であります。

(3) 海外事業領域の拡大のための資金

巨大経済圏へと変貌するASEAN諸国、中でもとりわけ今後の成長が期待されるミャンマーは有望なマーケットと期待しております。今後のインフラ整備が進展する中で当社の日本国内での法人向けビジネスのノウハウを活用し、同国内での情報通信機器事業や eco (エコ) 事業の展開を検討

しております。日本製品への信頼性やアフターサービスの提供により一定の競争力を確保できるとは考えておりますが、販売網の構築を中心に収益化するまでは一定の先行投資が必要なため、資金調達が必要となります。なお、ミャンマー国内での事業展開の結果によっては近隣のASEAN諸国での事業展開も視野に入れております。また、もう一つの主要事業であるBPO事業においては中国における人件費の高騰や円安の影響によって、オペレーションコストは上昇傾向にあり、その対策は同事業を継続的に成長させるための重要な経営課題となっており、ミャンマーにBPO第3センターを設立することが最適であると判断し、設立準備をしております。同国におけるBPO事業の進出事例は少なく、ミャンマーへいち早く進出することで、先行者利益やノウハウを獲得し、同業他社との競争優位性を構築することが可能と考えており、歴史的にも日本との友好関係が継続されており、勤勉な国民性でもあることから、低コストと高品質を両立することも可能であると考えておりますが、会社設立に伴う設備投資等に資金が必要となります。

なお、本資金調達により得られる資金のうち、40百万円を上記海外事業資金へ充当する予定であります。

(4) 財務基盤確立のための資金

今回の資金調達による当社単体の純資産増強を行うとともに、有利子負債の圧縮を実行することによって、当社子会社を含めた当社グループ全体の財務基盤の安定化を図り、借入条件の良化及び企業価値の向上等の効果を見込めるものと考えております。

なお、今回の資金調達により得られる資金のうち150百万円を借入金の返済に充てることによってグループ全体の借入金残高は340百万円となり、財務状況を大幅に改善し、株主への還元の基盤作りを実施します。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成26年7月22日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下、「JASDAQスタンダード」といいます。）における当社普通株式の終値78円に対して5.1%ディスカウントの74円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価額のディスカウント率につきましては、現在当社にとっては、当社主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図ることが重要であるため、当社の既存株主の利益保護を図りつつも、割当予定先に払込にに応じていただき、早急かつ確実に資本増強を図ることを優先課題として、割当予定先と十分に協議を行いました。その過程で直近6ヶ月における当社株式の終値が49円から133円（分割考慮後）まで変動するなど上下の変動幅が大きいことや、当社が資本増強へ取り組むことへの必要性を勘案するとともに、割当予定先の要望を考慮いたしました。その結果、割当予定先への一定のディスカウ

ントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益に考慮するため、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に、上記のディスカウント率を決定いたしました。

また、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額75.7円（小数点以下第2位を四捨五入、以下同じ。）に対する乖離率は $\Delta 2.3\%$ 、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均78.1円に対する乖離率は $\Delta 5.3\%$ 、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額73.6円に対する乖離率は 0.5% となっております。

②本新株予約権付社債

当社は本新株予約権付社債の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：住所：東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階）に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一般的に使用されている価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法及びインテンシティ・モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値（額面100円につき98円41銭）を算定しております。

本転換社債型新株予約権に関しては、本新株予約権付社債の諸条件、本新株予約権付社債の発行決議に先立つ当社普通株式の株価78円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）105.2%（3か月）、117.2%（6か月）、113.5%（1年）、100.4%（2年）、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利率0.02%（3か月）、0.02%（6か月）、0.05%（1年）、0.06%（2年）、繰上償還（同時に発行される新株予約権の取得事由を参考に当社普通株式の価格が20取引日連続して、転換価額の180%を超えた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対し、14日前に通知することにより本社債を繰上償還したと仮定）、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、評価を実施しました。

また、割当予定先の行動は、当社株価が転換価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却することと仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも50%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の1.5%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定しています。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年 7 月 22 日）の JASDAQ スタンダードにおける普通取引の終値 78 円を参考とし、1 株当たり 71 円（ディスカウント率 9.0%）に決定いたしました。

上記転換価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断し、本新株予約権付社債に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、転換価額のディスカウント率につきましては、現在当社にとっては、当社主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図ることが重要であり、その観点から割当予定先との資本業務提携の必要性を勘案し、割当予定先と十分に協議を行い、割当予定先の要望を考慮いたしました。その結果、転換価格については割当予定先への一定のディスカウントをせざるを得ないと判断し、上記のディスカウント率を決定いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 75.7 円に対する乖離率は△6.2%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 78.1 円に対する乖離率は△9.1%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 73.6 円に対する乖離率は△3.5%となっております。

また、本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していること、及び実質的な対価（額面 100 円当たり 100 円）が公正価値（100 円当たり 98 円 41 銭）と下回らないこと、さらには転換価額についても固定であることから、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当社監査役全員も、本新株予約権付社債の転換価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、評価額は適正かつ妥当と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

③本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を独立した第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーズ（代表取締役：小幡治、住所：住所：東京都港区元赤坂 1-6-2 安全ビルレジデンス 19 階）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施していま

す。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価 78 円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）105.2%（3 か月）、117.2%（6 か月）、113.5%（1 年）、100.4%（2 年）、満期までの期間 2 年、配当利率 0%、安全資産利子率 0.02%（3 か月）、0.02%（6 か月）、0.05%（1 年）、0.06%（2 年）、取得事由（当社普通株式の価格が 20 取引日連続して、行使価額の 180%を超えた場合、当社は、2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得したと仮定）、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を 1 日当たりの平均売買出来高の約 5%で売却することと仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が 10 取引日連続して行使価額を少なくとも 50%上回った場合、1 ヶ月間または 3 ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の 1.5%を行使上限額として、本新株予約権を追加的に行使するものと仮定しています。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の 1 日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、算定結果である 1 個当たりの払込金額金 83 円を参考に本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を金 83 円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議の前取引日終値と同じ 78 円といたしました。本新株予約権の行使価額の算定方法について、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日終値を同じとしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当社監査役全員も、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当と思われ、その評価額を踏まえて決定された本新株予約権の1個当たりの払込金額金83円及び行使価額78円は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の株式数1,351,400株、本新株予約権の行使による株式数5,769,300株、本新株予約権付社債の転換による株式数704,200株を合わせた株式総数は7,824,900株であり、(議決権数78,249個)は、平成26年7月23日現在における当社発行済株式総数43,384,900株に対する割合が18.04%(平成26年7月23日現在の議決権総個数433,719個に対する割合は18.04%)であり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、本資金調達は、下記「6. 割当先の選定根拠 (2) 割当先を選定した理由」に記載のとおり、財務及び事業基盤の更なる強化につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

従いまして、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額は71円、本新株予約権の行使価額は78円で固定されております。これは平成25年9月期の1株当たり純資産(株式分割考慮後)2.71円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であるとと考えております。

6. 割当先の選定根拠

(1) 割当先の概要

①本新株式及び本新株予約権

(1) 名称	O a k キャピタル株式会社		
(2) 所在地	東京都港区赤坂八丁目 10 番 24 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康		
(4) 事業内容	投資事業		
(5) 資本金	3,401 百万円		
(6) 設立年月日	大正 7 年 2 月 22 日		
(7) 発行済株式数	46,398,620 株 (平成 26 年 6 月 27 日現在)		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	(連結) 18 名 (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主要取引先	一般法人		
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	エルエムアイ株式会社 6.28%、株式会社 S B I 証券 5.04%、山崎 光博 4.71%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
連結総資産	2,439	1,785	4,380
連結純資産	1,891	1,269	4,192
1 株当たり連結純資産(円)	84.04	52.20	90.39
連結売上高	926	1,538	4,167
連結営業利益	△645	△329	570

連結経常利益	△656	△342	564
連結当期純利益	△659	△485	554
1株当たり連結当期純利益 (円)	△29.77	△21.13	12.91
1株当たり配当金(円)	—	—	—

②本新株予約権付社債

(1) 名称	株式会社エフティコミュニケーションズ		
(2) 所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号 常和水天宮ビル		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平崎 敏之		
(4) 事業内容	法人向け情報通信機器、OA機器及びLED照明の販売		
(5) 資本金	1,298百万円		
(6) 設立年月日	昭和60年8月1日		
(7) 発行済株式数	11,881,800株(平成26年6月30日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	1,341名(平成26年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	一般法人、個人		
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、りそな銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社光通信 31.00%、畔柳 誠 14.30%、株式会社ハローコミュニケーションズ 10.88%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	エフティ社は当社のLED商材及び新自然冷媒ガスの仕入先にあたります。		
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結総資産	17,739	19,133	17,054

連結純資産	5,290	7,023	8,784
1株当たり連結純資産(円)	396.21	528.31	720.01
連結売上高	44,402	45,879	35,837
連結営業利益	1,224	3,108	3,761
連結経常利益	1,394	3,285	4,113
連結当期純利益	902	1,760	2,654
1株当たり連結当期純利益(円)	83.67	160.45	232.32
1株当たり配当金(円)	15.00	30.00	50.00

(注) 上記の1株当たり連結純資産及び1株当たり連結当期純利益、並びに1株当たり配当金は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で行われた株式分割調整後の価格を遡及して計算しております。

※割当予定先のうちOakキャピタルは東証二部に上場しており、同取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書においては、警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。

エフティ社はJASDAQスタンダードに上場しており、同様に同取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。

さらに両者とも、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

①Oakキャピタルについて

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、今回割当予定先としてOakキャピタルを選定した理由は、当社代表取締役が、従前より同社から資金調達に関する提案を受けており、当社の資金調達ニーズが高まったタイミングで改めて同社による提案を検討した結果、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、信頼できる投資会社であると判断し、改めて本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提

案を受けました。この提案内容は、他社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

同社は株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」といいます。）に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。

特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富です。

②エフティ社について

当社グループは、情報通信機器の販売、設置工事・保守、インターネットサービス、BPO事業（Business Process Outsourcing）等、中小企業に対する情報通信に関するあらゆる商品及びサービスを提供するワンストップサービスカンパニーを目指し、事業展開しております。その中で、当社は今期より国内市場において本格的な発展が予想される環境関連市場へ参入し、エフティ社と提携して自社ブランドLED照明「RENTIA（レンティア）」やエアコンの冷媒を入れ替えるだけで空調コストを10～40%削減できる「新自然冷媒ガス」を新商材として投入し、環境関連市場の開拓に取り組んでおります。本提携により、これまでの両社の関係をより強固なものにすることで、当社はエフティ社からの販売ノウハウの供与を通じて環境関連商材の販売をさらに強化することが可能になると考えております。また、本提携では、両社の強みを提供しあうWin-Winの関係を構築し、両社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

（3）割当先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタルより、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を表明いただいております。

なお、当社は、割当予定先であるOakキャピタルより、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、本新株予約権付社債については、当社とエフティ社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。本転換社債型新株予約権の行使により交付を受けることになる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

（4）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、両割当予定先から、本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、両割当予定先の平成26年3月期の有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

7. 募集後及び新株予約権行使後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
伊藤 秀博	11.25%	伊藤 秀博	10.90%
アズサ・キャピタル株式会社	9.88%	アズサ・キャピタル株式会社	9.57%
山崎 和也	9.06%	山崎 和也	8.77%
CBSフィナンシャルサービス株式会社	7.11%	CBSフィナンシャルサービス株式会社	6.89%
有限会社ヤマザキ	6.57%	有限会社ヤマザキ	6.37%
株式会社マイプレジャー	3.92%	株式会社マイプレジャー	3.80%
株式会社ビジョン	3.46%	株式会社ビジョン	3.35%
山中 夕典	3.46%	山中 夕典	3.35%
日本証券金融株式会社	3.42%	日本証券金融株式会社	3.31%
スターティア株式会社	2.22%	O a k キャピタル株式会社	3.02%

- (注) 1. 所有議決権数につきましては、平成26年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。ただし、募集後のO a k キャピタルの所有議決権数は、本新株式1,351,400株割当後の数値を基準としております。
2. 平成26年3月31日の発行済株式総数は433,249株、発行済株式に係る議決権の総数は433,119個であります。
3. 平成26年4月1日をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が42,891,651株増加し、発行済株式総数は43,324,900株となっております。
4. 募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年7月23日現在の発行済株式に係る議決権の総数(433,719個)に、O a k キャピタル株式会社に割当ててる本新株式数1,351,400株(議決権13,514個)を加えた議決権数447,233個を基準に算定しております。
5. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

新株予約権行使後	
O a k キャピタル株式会社	13.91%
伊藤 秀博	9.52%
アズサ・キャピタル株式会社	8.36%
山崎 和也	7.66%
CBSフィナンシャルサービス株式会社	6.02%
有限会社ヤマザキ	5.56%
株式会社マイプレジャー	3.32%
株式会社ビジョン	2.93%

山中 夕典	2.93%
日本証券金融株式会社	2.89%

(注) 1. 所有議決権数につきましては、平成 26 年 3 月 31 日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。ただし、新株予約権行使後のOakキャピタルの所有議決権数は、本新株式 1,351,400 株及び本新株予約権の目的となる株式の数 5,769,300 株を合計した数値を記載しております。

2. 新株予約権行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成 26 年 7 月 23 日現在の発行済株式に係る議決権の総数 (433,719 個) に、本新株式数 1,351,400 株 (議決権 13,514 個)、本新株予約権の目的となる株式の数 5,769,300 株 (議決権数 57,693 個) 及び本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数 704,200 株 (議決権数 7,042 個) を加えた議決権数 511,968 個を基準に算定しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第 3 位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本資金調達による今期の連結業績への影響につきまして、来期以降の業績に与える影響は精査中であり、あります。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、支配株主との取引等に該当せず、希薄化率が 25%未満になることから、株式会社東京証券取引所の企業行動規範に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手及び株主の意思確認手続は行っておりません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結) (単位百万円)

	平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期
売上高	4,990	4,423	4,056
営業利益	23	24	△29
経常利益	8	14	△56
当期純利益	14	25	△188
1 株当たり当期純利益 (円)	62.98	116.17	△833.76
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産 (円)	472.01	593.56	271.54

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 7 月 23 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	43,384,900 株	100.0%
潜在株式数	1,086,000 株	2.5%

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

(単位：円)

	平成 23 年 9 月期	平成 24 年 9 月期	平成 25 年 9 月期
始値	19	12	14
高値	32	25	41
安値	12	10	12
終値	12	14	19

②最近 6 ヶ月の状況

(単位：円)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
始値	41	57	62	77	86	79
高値	61	66	163	120	93	82
安値	38	47	60	56	68	65
終値	58	64	76	90	78	68

(注) 1. 当社は、平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式を分割し、単元株式数を 100 株とする単元株制度を導入いたしました。上記に表示された株価はすべて株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。

③発行決議日前営業日株価

	平成 26 年 7 月 22 日
始値	78
高値	79
安値	77
終値	78

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第1回ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）

割当日	平成25年8月21日
新株予約権の総数	223,197個（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の行使期間	平成25年9月19日～平成25年10月18日まで
発行価格	新株予約権1個につき0円
当該発行による潜在株式	223,197株
募集時における発行済株式数	223,327株
当該募集による発行済株式数	208,952株
払込総額	250,742,400円
募集後における発行済株式数	432,279株
発行時における当初の資金使途	① 事業再編コスト（情報通信機器製造事業からの撤退） ② システム投資 ③ 営業社員増員（採用費用・教育費用） ④ M&A費用・新規加盟店開発費用
発行時における支出予定時期	① 平成25年9月～平成25年12月 ② 平成25年10月～平成26年3月 ③ 平成25年10月～平成26年9月 ④ 平成25年10月～平成26年9月
現時点における充当状況	① 平成26年5月 205百万円 有利子負債の返済 ② 平成26年6月 13百万円 新顧客管理システムの改善 ③ 平成26年4月 12百万円 採用費用、教育費用 ④ 平成26年4月 20百万円 株式会社ニューウェイブビジネスソリューション買収

※当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式を分割し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。上記に表示された株式数はすべて分割前のものです。

以上

レカム株式会社第三者割当による募集株式の発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 1,351,400 株

2. 払込金額

1株当たり 金74円

3. 払込金額の総額

金100,003,600円

4. 増加する資本金及び資本準備金の額

資本金 金50,001,800円

資本準備金 金50,001,800円

5. 申込期日

平成26年8月11日

6. 払込期日

平成26年8月11日

7. 募集の方法及び割当株式数

第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に割り当てる。

8. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

9. その他

①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

レカム株式会社第12回新株予約権発行要項(第三者割当)

1. 新株予約権の名称

レカム株式会社第12回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金4,788,519円

3. 申込期日

平成26年8月11日

4. 割当日及び払込期日

平成26年8月11日

5. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は5,769,300株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

57,693個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個につき金83円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金78円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にと

どまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成26年8月12日から平成28年8月11日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金83円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合に

は、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

19. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

レカム株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項（第三者割当）

1. 社債の名称

レカム株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 50,000,000 円

3. 各社債の金額

金 1,250,000 円

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

5. 発行価格

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

6. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 利率

年率 1.0%とする。

8. 利払日

毎年1月31日及び7月31日

9. 利息支払いの方法

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日までこれをつけ、平成27年1月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後は利払日毎に前利払日の翌日からその利払日までの分を支払う。利息計算については、1年を365日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。

10. 担保・無担保の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

11. 申込期日

平成26年8月11日

12. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成 26 年 8 月 11 日

13. 募集の方法

第三者割当の方式により、株式会社エフティコミュニケーションズに全額を割り当てる。

14. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 28 年 7 月 31 日にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 繰上償還

前号規定に関わらず、当社は、本新株予約権付社債権者（本新株予約権付社債の保有者をいう。以下同じ。）に対し、14 日前に通知することにより本社債を繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前営業日にこれを繰り上げる。

15. 買入消却

(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

16. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の個数は 1 個とし、合計 40 個の新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（本号（ハ）①において定義する。但し、同②によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1 株未満の端数が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株当たりの価額（以下、「転換価額」という。）は当初金 71 円とする。

② 転換価額の調整

(i) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)②(ii)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。この場合、端数が生じたときは円単位未満小数第2位を四捨五入する。本号(ハ)②で使用される時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円単位未満小数第2位を切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付株式数} \\ \times \\ \text{1株当たりの払込価額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \end{array}}$$

(ii) 転換価額調整式により調整を行う場合

- (a) 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合
- (b) 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう。)をする場合
- (c) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合
- (d) 時価を下回る価額をもって普通株式を交付する旨の定めがある取得条項付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する旨の定めがある取得条項付株式新株予約権を発行する場合
- (e) 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合
- (f) 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときは、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

$$\begin{array}{r} \text{株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{(調整前転換価額} \\ \text{－ 調整後転換価額)} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前転換価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{調整後転換価額} \end{array}}$$

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成 26 年 8 月 12 日から平成 28 年 7 月 31 日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる、行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の個数の全部または一部を行使することができる。但し、1 個の新株予約権を分割して行使することはできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(10) 本新株予約権の行使請求の方法

①行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者（本新株予約権の保有者をいう。以下同じ。）はこれを撤回することができない。

(11) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記（10）に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。

(12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(13) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に

対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。但し、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

- (14) 本新株予約権の行使請求により交付された当社の普通株式に対する最初の剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された普通株式を、当該基準日において他の当社発行済株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

17. 担保提供制限

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。
- (2) 前号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

18. 期限の利益喪失に関する特約（当然失期事由）

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が第 12 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第 18 項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が上記（1）及び（2）以外の本要項の規定に違背し、本社債権者（本社債の保有者をいう。以下同じ。）から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 1 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社又は当社の取締役若しくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。但し、当社に対する申立てが濫用的なものであることが明らかな場合、

及び当社が申立て又は差押を受けた後に速やかに債務を弁済し、かつ当該申立て又は差押を受けた後 10 日以内に当該申立てが取り下げられ又は差押の取消決定がなされた場合は、この限りではない。

19. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年 14.6%（年 365 日の日割り計算）の割合にあたる損害金を支払う。

20. 償還金事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社りそな銀行 九段支店

21. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

22. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

レカム株式会社 経営管理本部

23. 社債権者に対する通知の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

24. 社債権者集会に関する事項

（1）本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。

（2）本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

（3）本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

25. 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

26. 準拠法

日本法

27. その他

（1）会社法その他法律の改正等により、本要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

（2）本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（3）その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。